建設労働者確保育成助成金（技能実習コース－経費助成・賃金助成）

計画届・変更届　チェックリスト（建設事業主用）

計画届　提出用

☆　計画届　　受講する場合は、下記の番号１・２（必須）、このリストを添付して、受講開始日の2カ月前から1週間前までの間に労働局へ提出。（自ら実施の場合は、計画届提出時に３・４も添付が必要となります）

提出期限は、提出期間内に労働局へ到着した日まで（期間内必着）となりますのでご注意下さい。

※ 教習機関、団体等で実施される技能実習を受講する場合。

番号	確認欄	計画届関係書類	様　式	提出
1		技能実習コース（経費助成・賃金助成）計画届　【捨印1ヵ所】	建助様式第2号（平成28年10月1日改正）	原本
2		開催案内等、受講内容が確認できる書類（受講案内・委託契約書・受講確認書等の講習名・実施日時・受講料等が記載されている書類）		写

※その他北海道労働局長が必要と認めた書類を提出してもらう場合があります。

※事業主自らが技能実習を実施する場合。（上記1,2に加え提出が必要となります）

番号	確認欄	計画届添付書類	様　式	提出
3		指導員・担当科目表	建助様式第2号別紙	原本
4		指導員の資格者証又は職務経歴書		写

※提出した計画に変更が生じた場合のみ必要となります。

番号	確認欄	計画変更届	様　式	提出
5		技能実習コース（経費助成・賃金助成）に係る計画変更届　【捨印1ヵ所】（計画届の受理番号記載）	建助様式第9	原本
6		訓練内容に変更（下記参照）が生じる場合は、その変更がわかる書類		写

計画届（建助様式第2号④）「実施日」、「実習内容」、「講習実施機関（+実施場所）」が変更になる場合、事前に変更届の提出が必要です。
※変更後の技能実習の開始日は、当該計画届の届出日の1週間後から2カ月後までの期間に限られます。詳細は裏面参照願います。

※以下の1～3の項目について、該当する箇所に○印、記入が必要な個所は忘れず記入して提出ください。

1.申請者（事業所）の雇用保険料率に該当するものに○印をつけてください。（　）内は平成29年度概算料率

申請者の雇用保険適用料率	14.0（12.0）／ 1000	13.0（11.0）／ 1000	11.0（9.0）／ 1000

2.受講予定の講習に該当する講習名の一つに○印、記載のないものについては講習名を記入してください。

（下記表の3.安全衛生教育（再教育等）については、助成対象講習は記載されているものに限られます）

内の2～4については、主に登録教習機関等で実施されているものです。

1	建設工事における作業に直接関連する実習	講習名（　　）			← 事業主自ら又は建設事業主団体にて実施される場合。				
2	特別教育	アーク溶接	電気取扱（高圧・低圧）	足場組立	ローラー運転	クレーンの運転	移動式クレーン	小型車両系建設機械	他（　　）
3	安全衛生教育	クレーン運転	移動式クレーン運転	ガス溶接	車両系建設機械（整地等）	車両系建設機械（基礎工事用）	ローラー運転	玉掛け業務	
4	教習・技能講習	車両系建設機械（整地等）	小型移動式クレーン	玉掛け	高所作業車	酸欠 酸欠・硫化水素	ガス溶接	不整地運搬車	他（　　）
		車両系建設機械（解体用）	床上操作式クレーン運転	足場の組立て作業主任者	地山の掘削及び土止め作業主任	型枠支保工組立作業主任者	建築物等鉄骨組立作業主任者	木造建築物組立作業主任者	
5	検定試験 事前講習	検定試験名（　　）			← 事業主自ら又は建設事業主団体にて実施される場合。				
6	登録基幹技能者	登録基幹名称（　　）			← 指定された建設業団体にて実施される場合。				
7	指導方法向上講習	講習科目名（　　）			← 指導者の補助とし認定訓練に参加し、指導者としての技術習得を目指すもの。				
8	技術検定	建築施工管理	土木施工管理	管工事施工管理	電気工事施工管理	造園施工管理	建設機械施工管理		

3.事業所名とFAX番号を記入願います。

事業所名　　FAX

（お願い）このチェックリストと提出書類は必ず控えを保管してください。

※チェックリストが計画届に添付されない場合、必要条件の確認が困難な事から支給申請時点で助成対象外となる可能性がありますことをご了承願います。

提出先　〒060-8566　札幌市北区北8条西2丁目1-1　札幌第一合同庁舎3F
北海道労働局　職業対策課　雇用対策係　TEL 011-738-1043
建設助成金担当 宛　FAX 011-738-1062

留意事項は裏面参照願います

対象となる事業主（事業所）等

①主たる事業が建設業であり、雇用保険料率が建設業の14.0/1000である中小建設事業主（Aの中小建設事業主）又は、事業所（Aの事業所）。（平成29年度=12.0/1000）

②自ら雇用する雇用保険被保険者の建設労働者に、通常労働日扱いで受講させ、その受講日には通常労働した場合に支払われる賃金額（以上）を支払うものであること。

・所定労働時間外に受講させた場合は、時間外（割増）手当等を支払う必要があります。

・休日に受講させた場合は、時間外（割増）手当・休日手当を支払うか、振替休日を与える必要があります。

注）平日の労働日に受講させた場合、所定労働時間を下回る講習時間であっても、1日の所定労働時間分の賃金の支払いが必要となります。

③自ら雇用する建設労働者（受講者）から受講料等の費用を徴収していないこと。

④不正及び労働関係法令違反や労働保険料の滞納をしていないこと。

対象となる建設労働者等

⑤受講者はAの中小建設事業主（事業所）に雇用される建設労働者であり、雇用保険被保険者であること。

⑥受講者はAの建設事業主（中小建設事業主以外）に雇用される女性建設労働者であり、雇用保険被保険者であること。

【助成金申請の手続きに関する留意点】

1.計画届（平成29年4月1日以降に提出されたものは、受理番号が「29・・・・」となります）

・実習の実施（受講）開始日の2カ月前から1週間前までの間に計画届を提出し、「受理番号」を受ける。

計画届＝5月5日～5月7日の技能実習の実施（受講）予定の場合 － **3月5日～4月28日**（必着）で北海道労働局・職業対策課宛に提出願います。

なお、平成29年4月1日以降に提出された計画届については、変更が生じた場合の変更可能期間が新たに設定されることとなりますので、この変更可能期間外に変更する場合は、計画届を再提出することが必要です。

2.計画変更届（平成29年4月1日以降に提出された計画届の変更の場合）

・計画変更届は、計画届（建助様式第2号）の「実施日、「実習内容」、「講習実施機関（+実施場所）」が変更になる場合、事前に北海道労働局・職業対策課宛に届出が必要となります。

※変更後の技能実習の開始日は、計画届の届出日の1週間後から2カ月後までの期間となります。

例：受講開始日の1か月前に計画届を提出した場合

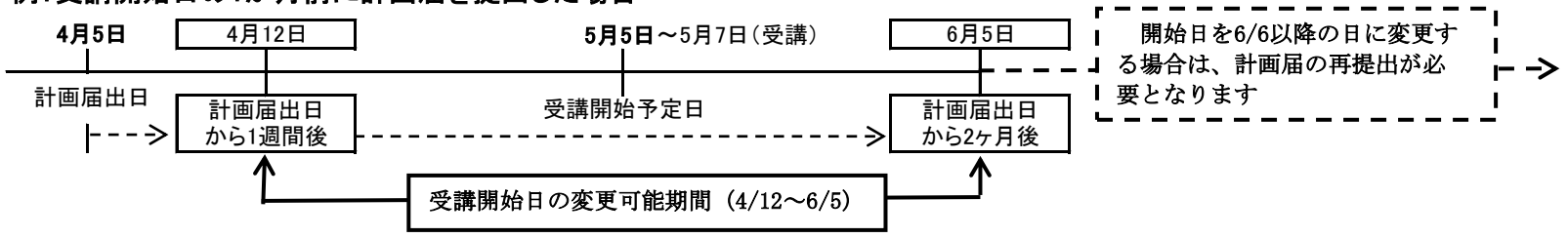

4月1日以降は受講開始日の2カ月より前に提出される計画届は受理できませんのでご注意願います。

3.支給申請書

・技能実習修了日の翌日から2カ月以内に関係書類を揃えて「支給申請書」を労働局・職業対策課宛に提出。

・ 講習期間中の賃金支払いが翌々月など、賃金の支払日が提出期限（2カ月以内）まで2週間に満たない場合に限り、賃金支払い後、2週間以内に提出されたものについても受理できることとなりました。

※計画届が提出されている場合であっても、変更可能期間外に変更された内容の申請は支給対象外となります。

4.計画届・計画変更届・支給申請書の受理については、提出期間内の窓口への提出、または、郵送の場合は労働局への到着日が提出期間内（期間内必着）となりますので、早めの提出をお願いします。

5.講習を受講させたことにより、当該講習及び受講者に対して別の補助・交付金などを受けている場合は、支給できなくなる場合があります。

6.受講させる講習に要する費用を受講者本人から一部でも徴収した場合は、本助成金の利用はできません。

7.講習を事業主が自ら実施しようとする場合は、届け出書類等も変わりますので、事前にお問い合わせください。

8.提出書類・手続等に関しては、事前に労働局・職業対策課（建設担当）までお問い合わせ下さい。

【その他留意点】

・平成29年4月1日以降に提出された計画届（受理No29・・・・）の内容から助成額が変更となります。（経費・賃金）（変更内容の詳細等につきましては、「ごあんない（事業主向け）」でご確認願います）

・総講習時間数の7割以上を受講している場合についても、助成の対象となります。（経費助成及び賃金助成）

・1つの技能実習について、1人当たりの経費助成の上限額は10万円となります。

・1つの技能実習について、1人当たりの賃金助成対象日数（1日3時間以上受講）の上限は20日までとなります。

・助成額は100円未満切り捨てとなります。

・1事業所への1の年度（支給申請年月日の属する年度の4月1日から翌年3月31日まで）の技能実習コースに係る経費助成及び賃金助成の支給額の合計として500万円が上限となります。

その他詳細は、建設労働者確保育成助成金「ご案内」（事業主向け）平成29年度版をご確認願います。

H29.10